

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年1月1日号）

【今号の内容】

- パートタイム労働者雇用管理改善セミナー（活用編）
- パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム
- 一般事業主行動計画策定支援入力ツール
- ポジティブ・アクション情報ポータルサイト「女性活躍推進法に込めた想いと企業への期待」
- 「とちぎ県政出前講座」のテーマの追加
- 特別な休暇制度
- 「非正規雇用労働条件改善指導員」を活用してみませんか？
- さんきゅうパパ準備BOOK
- 女性管理職の中途採用が行いやすくなりました！
- 政府広報オンライン「女性活躍推進法」
- 女性活躍に関する優良企業の認定について
- 「女性が輝く先進企業2015」の受賞企業の取組
- 長時間労働者に対する医師による面接指導
- 脳・心臓疾患による労災認定基準
- 特定（産業別）最低賃金

パートタイム労働者雇用管理改善セミナー（活用編）

厚生労働省では、パートタイム労働者の定着に向けた人材マネジメントについて、パートタイム労働者活躍推進企業表彰受賞企業等活躍推進に取り組む企業の事例を紹介しながら、企業の人事労務に精通した専門家が解説を行うセミナーを実施します。

- 1 日時 ①平成28年2月4日（木）13:30～16:00
②平成28年2月24日（水）13:30～16:00
- 2 講師 ①中央大学大学院戦略経営研究科 教授
佐藤 博樹氏
②法政大学経営学部 教授
佐野 嘉秀氏
- 3 場所 TKP東京駅大手町カンファレンスセンター
（ホール22E）
東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル22F

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar27_01/

パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム

厚生労働省では、平成27年度よりパートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰することとしました。

このたび、記念すべき第1回の受賞企業の表彰式及び受賞企業の取組事例の紹介や受賞企業を交えてのパネルディスカッションを内容とした「パートタイム労働者が活躍できる職場づくりシンポジウム」を開催いたします。

- 1 日時 平成28年1月20日（水）
14:00～17:00（開場 13:30）
- 2 場所 新宿明治安田生命ホール
東京都新宿区 1丁目9-1 明治安田生命新宿ビルB1F
- 3 定員 200名（参加者多数の場合は先着順）
- 4 申込締切 平成28年1月18日（月）
- 5 対象 パートタイム労働者の活躍推進に関心のあ
る企業の人事労務担当者・経営者の方々、
一般の方々

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/symposium28_01/

一般事業主行動計画策定支援入力ツール

厚生労働省では、自社の女性活躍の状況の把握、課題分析、行動計画の策定を行うことができる「一般事業主行動計画策定支援入力ツール」を公開いたしました。

このツールをご活用いただければ、女性活躍推進法に基づく、事業主の皆様が行うべき事項に対応できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/0000107180.pdf>

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト「女性活躍推進法に込めた想いと企業への期待」

今回の特集では、「女性活躍推進法に込めた想いと企業への期待」と題し、平成27年8月末に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」について、法案の作成に御尽力された、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 課長の小林 洋子氏に、本法に込めた想いと企業への期待についてお話を伺っています。

<http://www.positiveaction.jp/webmag/2015/vol18/special/index.html>

「とちぎ県政出前講座」のテーマの追加

県 労働政策課では、「とちぎ県政出前講座」にテーマ「女性活躍推進法への対応」を追加しました。

女性活躍推進法の概要や、同法により労働者数301人以上の事業主に策定が義務付けられた一般事業主行動計画（労働者数300人以下は努力義務）の作成方法等について説明します。

- 1 対象
概ね20人以上の集会
- 2 講座の実施時間
 - ・原則、午前10時から午後8時半まで
 - ・1講座60分から90分まで
- 3 費用等
 - ・職員の派遣費用や資料代は無料
 - ・会場に係る費用は申込者負担

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/jyoseikatsuyaku.html>
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouza/demae.html>

特別な休暇制度

現在、働く人のさまざまな事情に対応した企業独自の、法定外の特別な休暇制度（病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など）の重要性が高まっています。

厚生労働省では、このような特別な休暇制度の普及促進を図る広報活動の一環として、「特別な休暇制度」の広報サイトを開設しています。このサイトでは、さまざまな企業での実際の取組を紹介しているほか、専門家のコラムなども掲載していく予定です。是非御覧ください。

<http://www.kyuukaseido.jp/>

「非正規雇用労働条件改善指導員」を活用してみませんか？

最近では、アルバイト・パートタイマー・契約社員・嘱託社員等と呼称される非正規労働者が増加しており、全国的には全労働者の3分の1を占めているとも言われています。

栃木労働局では、非正規労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化を図るために、非正規雇用労働条件改善指導員を委嘱し、事業場や事業主団体を個別に訪問し、労働条件等に関する相談や助言、法令の説明会等を無料で行っています。

是非、この機会を積極的に御利用いただき、明るく働きやすい職場環境の構築にお役立てください。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/hiseiki.pdf>

内閣府では、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月閣議決定）で掲げた目標である、「5年後に「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%」に向け、男性の休暇取得を推進しています。

このたび、「パパが休む必要があるの?」「休暇を取って、何をすればいいの?」といった疑問に答えるパンフレットを作成しました。是非、御覧ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/sankyu_papa.html

女性管理職の中途採用が行いやすくなりました！

このたび、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正され、女性管理職の中途採用が行いやすくなりました。

これまでは、募集・採用において、総合職、一般職などそれぞれの雇用管理区分でみて、労働者に占める女性の割合が4割を下回っている場合のみ、特例として、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことが認められていました。

改正後は、上記の場合に加え、係長、課長、部長などそれぞれの役職でみて、その役職の労働者に占める女性の割合が4割を下回っている場合も、特例として、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことが認められるようになりました。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyouku/0000106213.pdf>

政府広報オンライン「女性活躍推進法」

政府広報のミニ番組「霞が関からお知らせします」が8月15日から始まりました！

国や地方公共団体、大企業などに女性の活躍に関する計画の策定などを義務付ける「女性活躍推進法」が成立しました。

働きたい女性はその希望に応じて個性と能力を十分に発揮できるようになるよう、組織における女性の活躍状況の把握・分析を受けて、数値目標が設定され、その目標の達成のために必要な取組が行われるように

なります。

そこで、この「女性活躍推進法」の意義や目的について、内閣府 武川男女共同参画局長に話を聞きます。

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20151121.html>

女性活躍に関する優良企業の認定について

女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

「女性が輝く先進企業2015」の受賞企業の取組

内閣府では、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰しており、このたび、平成27年度表彰企業の取組が公開されました。

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/hyosyo.html>

長時間労働者に対する医師による面接指導

脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが労働安全衛生法

上、義務付けられています。

また、労災認定された自殺事案には長時間労働であったものも多いことから、この面接指導の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するために、メンタルヘルス面にも配慮しましょう。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/jigyonushi/eisei/mensetusidou.pdf>

脳・心臓疾患による労災認定基準

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災として認定する際の基準として「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」を定めています。

また、パンフレットを作成し、脳・心臓疾患の認定基準の概要と、「過労死」がどのように労災認定されるかについて分かりやすくまとめているので、御活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-11.html>

特定（産業別）最低賃金

栃木県の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

<効力発生日：平成27年12月31日（木）>

○塗料製造業

時間額：888円

○はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

時間額：835円

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額：836円

○自動車・同附属品製造業

時間額：840円

○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時

計・同部分品製造業

時間額：835円

○各種商品小売業

時間額：800円

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/1285919248056.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225